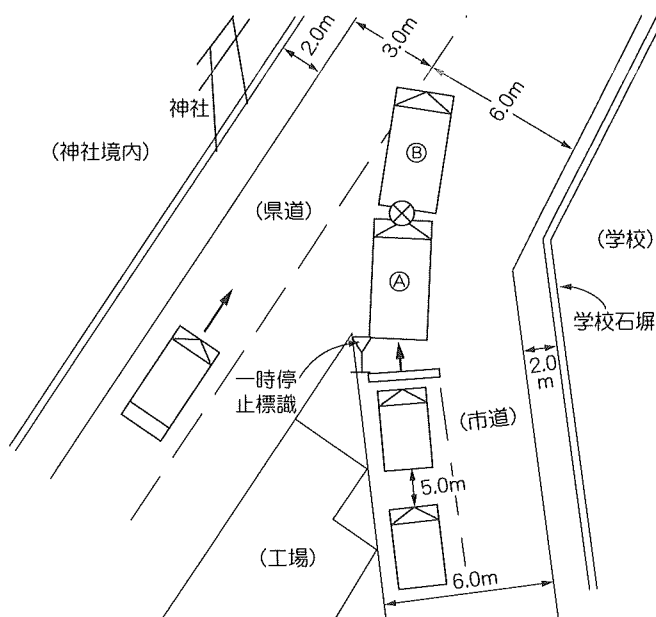


事例 27 携帯電話で通話しながら前車に追従中、追突

発生日時	7月某日午前11時30分頃	天候	晴
道路状況	片側1車線の県道に、市道が鋭角に交わる交差点、合流点から先の県道は幅員9mに広がっており、その両脇に2mの歩道がつく平坦なアスファルト道路、市道側に一時停止の標識、標示あり		
事故災害の内容・程度	幸い、人身、物損共に軽微であった。		

見取図



発生状況

県道に鋭角に交差している合流交差点に差し掛かり、携帯電話で通話しながら前車に追従中の普通貨物自動車（A）が、県道を走ってきた普通乗用車との衝突を避けようとして、停止した前車（B）に追突

災害原因となった問題点（危険要因）

- A車側
- ① 交差点にさしかかった際に、運転中の運転者の携帯電話に、事業場から、仕事を指示する連絡が入り、通話したこと。
 - ② 携帯電話の通話に注意力を奪われ、前車（B）に対する動静不注視となったこと。
 - ③ 一時停止規制を見落としたこと。
- B車側
- ① 一時停止を怠ったこと。
 - ② 急加速の後、県道を走ってきた車両との衝突を避けるため急停止したこと。

災害防止対策

A車B車ともに、まず、求められるのは交差点通過に対する安全意識（周囲の状況に対する注意と危険の予測等）の高揚である、また、携帯電話については、運転中の通話禁止を徹底するとともに、事業場からの運転者への連絡方法も、これに対応したものとする必要がある。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…携帯電話の使用と交通事故〕

1 事故発生の詳細状況

- ・ 普通貨物自動車の運転者Aは20歳、未婚で運転歴1年、事故歴のない、運送会社でも将来性をかわれた好人物である。
- ・ 事故当日Aは、いつものように担当区域の荷物を積んで配達に向かい、昼前には予定の配達を終え営業所への帰途についた。
車の流れが停止するという程ではないが大分混雑し、時速約25kmで先行の乗用車（B）に車間距離約5mで追従しながら、県道と鋭角に交差しているT字型交差点に近づいた。
丁度、この時営業所からAの携帯電話に仕事を指示する電話がかかり、話しながらB車に追従していた。
その時、先行のB車が突然速度を上げたので、Aは何も思わずに、通話のままB車に続いて速度を上げながら交差点に進入して行った。
その時、先行B車のブレーキランプが点灯したのに気づき、慌ててブレーキを踏んだが、間に合わず追突してしまった。
先行B車は、交差点の左方から乗用車が接近してきているのに気づき、急停車したものである。

2 事故発生の原因

① 貨物自動車運転者A

- ・ 携帯電話の通話に注意力を奪われ、前車に対する動静不注視となった。
前方交差点の手前は、一時停止すべき場所として指定されており、かつ、左方交差道路側は、工場が建っていて見通しが悪いので、交差道路の状況によって、前車が再度停止することが予想できたのであるから、より一層前車の動静に注意を払って進行すべきであった。
- ・ 一時停止規制を見落としている。
車間距離をもっととり、前車の動静に注意を払い、速度を落とし、余裕のある走行をすべきであった。
- ・ 注意力の最も必要な交差点にさしかかった際、おり悪くAの携帯に電話がかかってきて話中運転となったことによる、片手運転、注意力散漫、前車等への動静不注視走行が事故につながっている。

② 乗用車B

- ・ 一時停止の不履行及び急ブレーキが後続車に追突事故をさせる一因となっている。

3 事故防止上配慮すべき事項

- ① 交差点通過に対する安全意識の高揚が大事である。事故の半数が交差点で発生している。本事例の場合、特に合流交差点であり危険性が高い。
それだけに、危険予測に気を配り車間距離を保ち、周囲の状況に注意を払い、他人任せではなく、自分の目で安全の確保に努めなければならない。
- ② 平成11年の道路交通法の一部改正施行により、運転中の携帯電話の通話はしてはいけないことになった。
携帯電話の通話は、注意力の散漫、片手ハンドル操作、脇見運転等による前方注視や安全確認上危険性が高く、問題となっていたことから法規制されることになった。
運転中は携帯電話の電源を切り、運転者からの定期架電方式（安全な場所に停車して架電）とすることなど（ハンズフリーのものにすること可）が求められている。
- ③ 人間は、一度に二つのことをやることは難しい。
電話に夢中になれば、信号が赤色でも止まることに注意がいかず、歩行者がいても徐行しなかったりする。
まして片手ハンドルとなると、右左折時ハンドル操作がお粗末になる。
法の趣旨に沿った安全走行は、他人のためではなく、自分自身を事故から守るためのもので、『転ばぬ先の杖』と心得て、走行中の携帯電話を慎もう。

◎ 関係条文

- ・ 道路交通法第43条『指定場所における一時停止』
- ・ 道路交通法第71条第5号の5『走行中の携帯電話等の使用禁止』

① 規制対象

- ・ 自動車または原動機付自転車の運転者

② 禁止行為

- ・ 携帯電話のほか、PHS、自動車電話、トランシーバー型のパーソナル無線、アマチュア無線その他の無線通信装置を使用すること。

※ただし、その全部または一部を手で持たなければ、送信、受信のいずれもできないものに
限る。(手で保持しなくても送信、受信が可能ないわゆるハンズフリーのもの等は除外さ
れる。)

- ・ カーナビゲーション、カーテレビ、パソコンなどの画面に表示された画像を注視すること。
(車内に取り付けられたものに限らず、持ち込まれたものも対象となる。)

※注視する…カーナビ等の画面を見続ける行為をいう。

(「反応時間」や制動距離などを考慮すると、目線が一方方向に2秒以上固定されると、全て
危険回避が不能になる危険な注視となる)

◎ 速度別の走行距離……事例6の参考欄(P.21) 参照。